

障害福祉サービス等利用者の計画相談支援について

24年4月から、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するために「サービス等利用計画」を作成し、市に提出することが必要になりました。「サービス等利用計画」には、サービス利用者との面接やその支援方針、利用するサービスなどが記載されます。また支給決定後も、サービスの利用状況や生活環境の変化に応じて一定期間ごとに調査し、サービスなどの見直しを行います。これらの支援を計画相談支援と言います。

「サービス等利用計画」は、指定特定相談支援事業所、または指定障害児相談支援事業所が作成します。事業所の専門的知識と資格を持った相談

南沢五丁目地区地区計画の変更(案)などの縦覧を実施します

南沢五丁目18番地内の一部地区に、まちづくりのルールを定めた南沢五丁目地区地区計画の変更(案)について、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行います。また、同地区計画の変更に伴う用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更(案)の縦覧を併せて行います。

なお、同法の規定に基づき市民および利害関係のある方は、市長に対し意見書を提出することができます。
【縦覧期間・場所】 土曜・日曜を除く10月15日(水)

26年10月1日現在

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

事業所名	主たる障害種別	特定相談	障害児相談	所在地	電話・ファクス番号
市立さいわい福祉センター	身体・知的	○		幸町3-9-28	☎ 477・2711 ☎ 477・2750
ライフパートナーこぶし	知的	○		水川台2-31-19	☎ 470・2385 ☎ 470・2386
広域地域ケアセンターバオバブ	身体・知的・精神	○		大門町2-13-11	☎ 474・7895 ☎ 471・2734
地域生活支援センターめるくまー	精神	○		本町2-3-1 ハイツ東久留米210	☎ 476・1335 ☎ 476・5168
市立わかき学園	障害児		○	南沢4-7-18	☎ 467・3275 ☎ 467・3276
自立生活センターグッドライフ	身体・知的・精神・障害児	○	○	東本町14-7 滝ビル1階	☎ 477・8384 ☎ 477・8394
イリアンソス相談支援センター	身体・知的・障害児	○	○	幸町3-8-23	☎ 477・2833
相談支援センター武蔵野の里	精神	○		東本町12-9 貫井総合ビル201	☎ 472・3155 ☎ 472・3155
モナモナ相談支援センター	知的	○		神宝町2-14-23 岡野ビル1階	☎ 420・9663 ☎ 420・5251
すぎのこ相談室	身体・知的・精神	○		大門町2-13-11	☎ 471・4883 ☎ 420・4884
特定相談支援事業所コイノニア	身体・知的・精神	○		滝山5-1-16	☎ 470・9009 ☎ 474・3815

※上記以外については、各事業所または市障害福祉課に問い合わせください。

心身障害者自動車運転教習助成事業 運転免許取得に要する費用の一部を助成します

心身障害者の生活圏の拡大を目的に、運転免許取得に要する費用の一部を助成します。次の要件の全てを満たしている方が対象です。

- ①道路交通法に規定する適性試験に合格し、身体障害者手帳3級以上(内部障害4級以上、下肢または体幹機能障害は5級以上の障害程度で歩行が困難な方)および愛の手帳4度以上
- ②道路交通法に規定する運転免許試験の受験資格を有する
- ③引き続き3カ月以上、市内に住所を有する
- ④前年の所得税の年額が40万円以下
- ⑤他の制度により、免許の取得に要する費用の助成を受けていない

小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わります

児童福祉法の一部改正に伴い、27年1月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わります。12月31日(水)までの医療券をお持ちの方は、12月中に障害

【都】医療券(難病医療費助成)の更新手続きを受け付けます

27年1月1日から、難病医療費助成制度が変わります。それに伴い、新しい助成制度の申請について、障害福祉課(市役所1階)で相談窓口を開設しています。

⑧医療券をお持ちの方は、都から送付された申請書類一式を持参の上、12月末日までに同課で更新手続きをしてください。

なお、次の疾病については10月中に、都からご案内を送付する予定です。

▼進行性筋ジストロフィー、ウィルソン病、脊髄空洞症、悪性高血圧、骨髄線維症、ネ

③本人および扶養義務者などの前年の所得が、それぞれ要綱で定める所得制限限度額の範囲内である

④他の制度により、改造に要する費用の助成を受けていない

⑤助成対象となるのは、操向装置および駆動装置の改造にかかる費用のみで、助成額の上限額は13万3900円です。また、自動車の改造を行う前に申請が必要です。

詳しくは障害福祉課 ☎ 470・7747へ。

その自動車改造に要する費用を助成します。次の要件を全て満たしている方が対象です。

- ①市内に住所を有し、現に居住する18歳以上の身体障害者で、上肢・下肢または体幹機能障害で1級または2級の手帳を所持している
- ②自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある

助成額は所得税額によって変わり、上限は16万4800円です。また、運転教習開始前に申請が必要です。

「身体障害者運転能力開発訓練センター」をご利用ください

18歳以上の身体障害者で、次の要件を全て満たしている方が、自動車運転免許を取得

11月の気軽な無料相談

相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先	
法律相談 (各日8人)	5日(水) 12日(水) 19日(水) 26日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	弁護士	10月30日(木) 11月13日(木)	午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738	
登記相談 (5人)	5日(水)	午後1時から		司法書士	10月31日(金)		
表示登記相談 (5人)	5日(水)	午後1時から		土地家屋調査士	10月31日(金)		
相続・遺言・成年後見等手続き相談 (4人)	12日(水)	午前10時から		行政書士	11月6日(木)		
税務相談 (5人)	12日(水)	午後1時から		税理士	11月7日(金)		
人権・身の上相談 (4人)	19日(水)	午後1時から		人権擁護委員	11月14日(金)		
不動産相談 (5人)	19日(水)	午後1時から		宅地建物取引主任者	11月14日(金)		
交通事故相談 (5人)	26日(水)	午後1時から		弁護士	11月20日(木)		
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談 (4人)	26日(水)	午前10時から		社会保険労務士	11月20日(木)		
女性の悩みごと相談 (各日3人)	5日(水) 10日(月) 17日(月) 19日(水)	午前10時～午後1時 午後1時半～4時半		男女平等推進センター	10月15日(水) 10月31日(金)		午前9時から電話で同センター ☎472・0061
女性弁護士による法律相談 (3人)	7日(金)	午前9時半～午後0時半		女性弁護士	10月24日(金)		
経営相談	平日	午前10時～午後4時		東久留米市商工会館	市商工会経営指導員		前日までに
耐震相談	11月は実施しません					同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時	中央相談室 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 (西中学校隣)	教育相談員		中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909	
母子相談	開庁日	午前9時～午後5時	子育て支援課 (市役所2階)	母子自立支援員		同課 ☎470・7736	
身体障害者相談	14日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員		前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス475・8181	
知的障害者相談	12日(水)	午前10時～正午	市役所1階相談室	知的障害者相談員			
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター職員		同センター ☎477・2711	
職業相談	開庁日	午前9時～午後5時	市役所1階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員		※直接会場へ。	
住宅増改築相談	13日(木)	午前10時～午後4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会		※直接会場へ。	
消費者相談 ※電話相談も可。	平日	午前10時～午後4時	生活文化課 (市役所2階)	消費生活相談員		市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。	
行政相談	12日(水)	午後1時～3時	生活文化課 (市役所2階)	行政相談委員		生活文化課 ☎470・7738 ※直接会場へ。	
妊婦訪問 赤ちゃん訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師		健康課保健サービス係 ☎477・0022	